



# 鳥取県公報

平成16年4月2日(金)  
第7573号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (253) (協働推進室) .....	1
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (254) (＃) .....	2
	生活保護法による介護機関の指定 (255) (福祉保健課) .....	2
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (256) (障害福祉課) .....	2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (257) (＃) .....	3
	結核予防法による医療機関の指定 (2件) (258・259) (健康対策課) .....	3
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (260) (＃) .....	4
	保安林の指定予定 (261) (森林保全課) .....	4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (262) (＃) .....	4
公 告	少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) .....	5
調達公告	落札者の決定 (教育委員会事務局教育環境課) .....	6

## 告 示

### 鳥取県告示第253号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年5月24日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日  
平成16年3月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 子どもセンターぼちぼち
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
道家 暁子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市湖山町北一丁目664

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、社会的養育の現代的な創造を目指して、あらゆる年代、あらゆる境遇の人たちの集うことができる居場所を提供し、生活や作業・対話における教育実践を通じて、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 鳥取県告示第254号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法人の変更後の定款は、平成16年5月25日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 申請のあった年月日

平成16年3月25日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 グリーンハット

## 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

遠山 柁雄

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市本町二丁目208

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、世界の乾燥地、半乾燥地に対して、植林等沙漠緑化に関する事業を行い、地球環境の保全と地球規模の食糧危機の回避などの諸問題に寄与することを目的とする。

## 6 定款の変更事項

事業年度

## 鳥取県告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人社団碧水プラザクリニック	鳥取市立川町五丁目256 - 1	グループホームブラザ	鳥取市立川町五丁目256 - 1	痴呆対応型共同生活介護	平成16年2月18日
伊奈垣 学	鳥取市秋里398 - 8	いながき歯科医院	鳥取市秋里398 - 8	居宅療養管理指導	平成16年2月25日

## 鳥取県告示第256号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、

同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 清和会	倉吉市上井301	ホームヘルパーステーションせいわ	倉吉市上井300	居宅介護	平成16年4月1日

#### 鳥取県告示第257号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
有限会社 青空	境港市小篠津町 4091	有限会社青空	境港市小篠津町4091	居宅介護	平成16年 3月22日

#### 鳥取県告示第258号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
いわした耳鼻咽喉科医院	鳥取市叶320 - 1	平成16年4月1日

#### 鳥取県告示第259号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
とみよし調剤薬局	西伯郡日吉津村大字日吉津1417 - 1	平成16年4月1日
アイプラス調剤薬局	米子市両三柳1898 - 3	"

**鳥取県告示第260号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞退年月日
いわした耳鼻咽喉科医院	鳥取市叶320 - 1	平成16年3月31日

**鳥取県告示第261号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所  
気高郡鹿野町大字河内字上南谷3954の1から3954の4まで
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鹿野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第262号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町湯河字出立1019の1、1024から1028まで、1031の1、1032から1034まで、1035の1、1035の16、1035の53

## 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

## 3 変更後の指定施業要件

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

## 公 告

---

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導員を次のとおり委嘱した。

平成16年4月2日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

氏 名	住 所	活 動 区 域
神 谷 一 成	鳥取市今町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉町一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目)
高 住 洋 一	鳥取市瓦町	
藤 井 俊 宏	倉吉市上井町	上井地区
江 角 治 男	倉吉市上井町	(倉吉市のうち、上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋)
三 島 眞	米子市末広町	米子駅前地区 (米子市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町)
福 井 将 夫	米子市皆生	皆生地区 (米子市皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目)
京久野 勝 之	境港市松ケ枝町	境港市街地区
長 榮 善二郎	境港市末広町	(境港市元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ケ枝町及び栄町)

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年4月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達案件の名称及び数量 鳥取県立境水産高等学校海洋練習船「若鳥丸」第2種中間検査 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成16年3月1日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社三保造船所  
静岡県静岡市清水三保3797
- 5 落 札 金 額 29,400,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成16年1月20日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立境水産高等学校  
及び所在地 境港市中野町2000